

浮島指定処分地建設発生土等の整理券発券依頼

よくある間違いや注意事項について

★ 建設発生土等の発券依頼業務に関するトラブル事例と注意ポイント

- ① 受注者より依頼書が送信される。
 - ・受発注者間で記載内容をご確認の上、必ず監督員（発注者）よりメールにて、ご依頼をお願い致します。

- ② 古い様式で依頼書が送信される。
 - ・新様式（港湾局 HP にて最新版掲載）をダウンロードして、ご提出をお願いいたします。
(<https://www.city.kawasaki.jp/jigyuu/category/76-6-23-0-0-0-0-0-0-0.html>)
 - ・年度の途中であっても様式の変更をする場合がありますので、最新の様式を HP からダウンロードし申請してください。

- ③ 工期及び整理券が残っている状態で完了届が送信される。
 - ・残っている場合は、受発注者間で問題ないことを確認の上、完了届を提出している旨をメールにご記載いただければ幸いです。
 - ・完了届の受理後は、整理券の使用は出来なくなります。再発行などの対応は、原則不可としています。
 - 受発注者間で確認の上、完了届を提出いただきますようお願い致します。

- ④ 整理券の有効期限が切れていて受付できない。
 - ・契約変更で工期の延伸をし、当初工期を越えて残券を使用する場合、変更申請の手続きが完了するまで、搬入することができません。当初工期を越えて残券を使用する場合には、事前に変更申請を行うようお願い致します。

- ⑤ 場内の走行時のルール違反
 - ・整理券発行時にお渡しする場内ルールでは、場内の制限速度 20 km/h、追い越しも禁止です。場内のルールを守って安全に搬入するようお願い致します。

- ⑥ 契約土量を超える整理券の発券について
 - ・原則、工事内で発生した建設発生土以外を搬入することはできません。契約土量に対して、余分な発券は行いませんのでご注意ください。

- ⑦ 申請事項に漏れや誤記がある。
- ・新規申請・・・搬出地域のレ点チェック、検体数は0でも記入、契約書の添付忘れ。
黄色いセルが消えるように記入
 - ・変更申請・・・変更内容のみ記入。変更契約書の添付忘れ。
 - 1) 工期変更の場合・・・変更後の工期を記入。
 - 2) 総土量の変更の場合・・・追加で必要な枚数を記入、変更後の総土量を記入、検体数は0でも記入。
 - 3) 1) 及び 2) 併せて変更の場合
・・・変更後の工期を記入、追加で必要な枚数を記入、変更後の総土量を記入、検体数は0でも記入
- ⑧ 受注者より発行済整理券一覧表等の発行依頼や整理券使用枚数の確認連絡が来る。
- ・原則、監督員（発注者）からの依頼しか対応できません。
 - ・ご依頼の際は、「工事名・承認番号・必要理由等」をメールにご記入の上、件名に【浮島残土】といれていただき監督員（発注者）から送信をお願い致します。

スムーズな建設発生土発券申請等処理業務に、ご協力いただきますようお願い致します。

【担当】
港湾局港湾振興部庶務課
技術監理担当
200-3058（内）41132
58syomu@city.kawasaki.jp